保護者・地域住民の皆様へ

～幼稚園・学校とのより良い関係構築にご協力ください～



令和８年１０月１日から「カスタマーハラスメント」防止措置が幼稚園・学校の設置者を含む事業主の義務となりました。別府市教育委員会においても「カスタマーハラスメント防止指針」を踏まえ、「学校等と保護者・地域住民等とのより良い関係構築に向けて」ガイドラインを作成しました。

保護者・地域住民の皆様へのお願い

幼稚園・学校と保護者・地域住民等は子どもの成長を支えるパートナーであり、良好な関係を築き、連携・協働していくことが重要です。ご意見、ご要望、ご相談等については、真摯に向き合い、教育活動の充実・改善に生かしていく姿勢を大切にしています。
一方で、社会通念上許容される範囲を超えた言動については、子どもの教育環境と教職員の勤務環境を守る観点から、措置を講ずる必要があることをご理解ください。

子どもたちの未来のために



社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

- そもそも要求に理由がない又は幼稚園・学校における教育活動と全く関係のない要求
- 幼稚園・学校の教育活動や学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 相当性を欠く賠償要求
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動



※社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断に当たっては、言動の目的、言動が行われた経緯や状況、言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、言動の行為者との関係性などに着目し、総合的に考慮する必要があります。

◆以下のような言動については、お控えください◆



暴言・暴力

落ち着いた態度や言葉で
用件をお伝えください



不当な要求

できないこともあることを
ご理解ください



長時間にわたる拘束

ご相談は定時内にお願いします
過度な長時間のご相談は
お控えください



教職員・児童生徒等に対する誹謗中傷

ＳＮＳ等で先生や子どもを
傷つけないでください

別府市教育委員会